

## 日本労働年鑑 1951年版(第23集)

The Labour Year Book of Japan 1951

## 第二部 労働運動

## 第一編 労働争議

## 第二章 主要な争議

## 第三節 国鉄夏季闘争

一 マ書簡と中労委の調停中止 七月二二日内閣総理大臣宛発せられたマ書簡に対し政府はこれを命令との解釈のもとに、官公庁従業員の争議権および団体交渉権は無効であること、従つて進行中の中労委の調停は消滅すべきであるとの態度を決定、七月二四日開催予定の第三回調停委員会を欠席して流会せしめた。

この政府の一方的態度に対し全官公は二六日拡大委員会をひらき「政府の態度如何にかかわらず五、二〇〇円闘争は既定方針ですすみ、組織と罷業権をまもるために闘う」の基本方針をきめ、同時に中労委に対して調停の続行を強硬に申し入れた。

七月二八日中労委は調停を打切るか否かについて第五十回臨時総会がひらかれたが、労働者側聴濤委員は「書簡は政府に対して発せられたものであり、政府の責任において処置すべきである。中労委は国内法規の規定するところにより当然自主的に調停を継続すべきである」と主張したに対し、使用者側前田委員は「マ書簡によつて情勢は変化した。国内法規はまさに変更されようとしている。このとき廃止されんとしている法規により調停の続行を敢てすることは中労委の権威を失墜せしめるにすぎない」と打切りを主張、中立側委員は「情勢が分明するまで一時中止」を主張した。そこでまず労働者側委員の「現段階においては調停委員会を打ち切ることは早計である」により採決が行われたが、賛成は労働者側委員七名だけで十一対七で否決された。ついで末弘会長の「調停を続行すべきや否やの事情が判明するまで調停委員会は待機すべきものと認める」で採決が行われることになったが、労働者側委員は「かような決定がなされることは、事実上全官公二百数十万の労働者に至大の不利益を与え、政府にとつてのみ都合のいい結果を与えることになる」と反対、採決を拒否して全員退場し、ついに結論を得なかつた。

かくて三一日政令は公布され「継続中の全官公庁争議調停は政令第一条、第三項により中止される」ことになり、八月一〇日の第五二回中労委臨時総会において調停の中止が正式確認された。なおこの決定を不満とする労働者側委員聴濤克巳、伊井彌四郎、津々良涉、安江義蔵の四氏は「中労委は今回の決定により政府の政治的圧力に無条件に屈服し、労働法の番人たる資格を失い、ついに労働運動弾圧の政府の政策に協力する機関に転換しつつある」との声明を発した。

二 マ書簡をめぐる組合内部の動き 国鉄は二六日以来連日五日間にわたつて中闘会議をひらきマ書簡に対する態度を協議したが、

- (一)マ書簡を尊重すべし
- (二)現段階では結論を出すべきでない
- (三)法治国として拘束されない

の三つの意見が対立し、紛糾した。とくに民同は「マ書簡を尊重すべし」として一切の争議行為の停止、戦術転換を左派に迫った。かくて「書簡を尊重するか否か」ではてしない論争が五日間にわたつてつづけられたが、かかる論争から積極的な結論を引出し得ないことは明らかであつた。しかし、事態の緊迫化は組合態度の決定を早急に必要とするにいたり、二九日「マ書簡そのものに対して組合が直接態度をきめる必要は認めない」ことを確認して次の如き中闘の態度を決定した。

マ書簡に伴う諸情勢についての中闘の態度

- (一)政府に対する態度
    - (イ)政府がマ書簡を歪曲し、悪用することは絶対反対である。
    - (ロ)われわれの基本的権利は日本国憲法によつて守られている。単なる政府の見解によつて抹消されることは絶対に承服できない。
    - (ハ)政府はマ書簡を悪用し、封建的、専制的支配体制の復活を企図している。これらに対して具体的問題を捉え徹底的に闘う。
  - (二)生活権の保障を怠り、組合員を窮乏に陥れた政治的責任をあくまで追及する。
  - (ホ)現在の進行している調停を拒否し、団体交渉を否認する当局の態度には絶対反対である。
- (二)要求事項の処理  
諸要求については、可能な手段によつて早急に解決に努めよ
- (三)組合員に対する態度  
直ちに国鉄労働組合非常事態宣言を発す。

この決定にもとづき七月三十一日、次の「非常事態宣言」が闘争指令として発せられた。

国鉄労働組合非常事態宣言(全文)

親愛なる国鉄全組合員諸君

中央闘争委員会は今回、内閣総理大臣宛発せられたマ元帥の書簡に伴う諸情勢の変化について、組合の態度を決すべく、五日間にわたる慎重な討議を行つた結果、ここに重大な決意をもつて、国鉄労働組合非常事態の宣言を発することになつた。全組合員は厳粛にこの宣言を迎え、忠実かつ冷静にその任務を遂行されんことを望む。

今回の事態は一にかかつて、マ元帥の書簡の趣旨を歪曲して、労働組合弾圧政策を強行せんとする芦田内閣によつてひき起された責任であることを明言する。

即ち政府の見解と解釈によれば現業非現業を問わずすべての政府職員は、公務員としての適用を受け、従つて国鉄労働組合は、団体交渉権、争議権を否認せられ、労働協約をも破棄せられるに至つたのである。

然しながら我々には公務員の組織による団体交渉権を書簡の中で否認しているとは考えられず、いわんや鉄道関係にたずさわる職員については、一つの明確なる条件を指示しているではないか。然るにも拘らず、政府が之を一方的に解釈し、日本国憲法並に労働諸法規を無視して労働者の基本的な権利を抹殺せんとする事は、断じて許され得ない所のものである。就中既得の権利である労働協約をも破棄するというに至つては、何によつて我々の地位の確保と正常なる業務の運営を期し得るであろうか。

更に最も重大なる事は、鉄道を公団化の組織に切り換えようとしている事である。之は従業員立場からは根本的な変革を意味する。何故ならば、これは国鉄が国鉄でなくなることであり、直ちに大衆敵首を意味し、独占資本家共に好餌にさらされ、外資導入の温床を用意し、人民の為の国鉄の再建は、遂に崩壊するに相違ないからである。かくの如く今回の事態は国鉄従業員及び国鉄労働組合にとつて非常の事態であるばかりでなく、全労働者階級とその組織にとつても、眞に最大の危機であるといわねばならない。然も政府がこれを一方的に実施しようとする事はまさしく民主主義の原則を否定させるファシスト的暴圧政策である。

今や労働者の生活は破滅の直前にある。然もこれを守らんとする労働組合の基本的な権利は、すべて剥奪されんとし一切の要求は封殺され、中労委の調停をも拒否せんとしている。

斯くてこのことによつて起る深刻なる組合員の生活の破綻と無法なる労働条件とに対抗して如何に闘かわんとするか。中央闘争委員会は、これを現在可能なる手段と方法をもつて、要求貫徹を決意したのである。そして政府の政治的責任をあくまで追求すると同時に、全組合員の奮起を要請するものである。

全組合員諸君

国鉄を守れ、国鉄労働組合の組織を守れ

団結こそ我々の最大の武器である。

分裂的兆発、一切のデマ等に動揺することなく、労働者としての不屈なる闘魂にもえて、来るべき闘いに備えよ。

国鉄労働組合は厳然として諸君と共にある。今こそ一人一人の労働者が、労働階級としての自覚に徹し、不退転の決意にもえねばならぬ。

全組合員諸君

日本国憲法と民主々義を守れ

独占資本家共のファシスト的暴力政策に屈してはならぬ。我々が後退する事は直ちに封建的支配態勢の復活を意味する。今こそ全勤労階級と共に民主々義陣営の統一と強化に全力をささげよ。

そして世界の民主々義輿論によびかけ、この無法なる弾圧政策を正しく訴えねばならぬ。

我々はかかる全世界的戦線の中に無限の友人のあることを確信している。

全組合員諸君

民族の独立を守れ

買弁的芦田内閣の即時退陣と国会解散を要求せよ

そして来るべき選挙戦に於て、我々の意志を正しく反映せよ

一切は今や政治の性格を変えることにかかっている。

働く者の利益と民族の独立を守るために、眞の民主主義政治をうちたてなければならぬときである。

勇気と確信を持つて進め

労働組合は如何に抑圧されようとも、労働運動は不滅である。

何故ならば我々は、真理と共にあり、歴史の必然性に対して、ゆるぎなき勝利の確信を有するからである。

全組合員諸君

光栄ある国鉄労働組合の伝統を高くかけよ。ここに中央闘争委員会は以上の決意に基き具体的な指示を発するものである。

一、直ちに職場大会を開催せよ。

六〇万全組合員が職場に於てこの大会に参加し、労働組合最大の危機に直面せる事態を正しく認識し、今後如何に戦い進むべきかを大衆討議せよ

二、組合の組織を守る体勢を確立せよ。

イ、現在我々のもつ組織を守りぬくために、全組合員は一大決意の下、整然たる行動

をとり、一切のデマ兆発を防止せよ

ロ、必要によつて宣伝隊を組織し、部内部外に対してこの非常事態の真意を強力に宣伝啓蒙せよ。

ハ、組織を守る署名運動を展開し、全組合員一人残らず之に参加し、強固なる団結の力を結集せよ。

三、各支部は基準法並びに諸規程を遵守し、各人の労働条件を最も優利に導く様自主的に遵法運動として実施せよ。

四、各地所在の労働組合及び民主的諸団体と密接に提携して全労働者戦線を即時統一する運動を展開せよ。

中央にあつては、全労連の強化に邁進する、各地方支部にあつては府県労協等に参加し、又はこれを結成するため積極的に努力せよ。

五、社共両党及び、その他の民主的政治諸勢力と連繋し来るべき選挙闘争に備えよ、更に所在地方の国会議員に働きかけ公務員法の改正に際し労働組合の基本的権利を確保されるよう運動を行え。

六、あらゆる機会と方法をもつて、労働者の利益のために内外に対して、一大懇請運動を展開せよ。

七、芦田内閣総辞職、議会解散の要求運動を即時展開せよ。

以上の指示は闘争指令と同等の効力をもつものであることを確認し、全組織力を結集して断固闘うことをここに宣言するものである。

一九四八年七月三十一日

国鉄労働組合中央闘争委員会

ついで全通、日教組、全財等も相次いで非常事態宣言を発したが産別も三十一日の指示第四二号をもつて「これら全官公の闘争を強力支持する」ことを声明、ここに全労連を中核として労働者の一大統一戦線がつくられていった。

しかし、一方マ書簡は、労働運動内部の右翼日和見主義的勢力を強化した。これらは、マ書簡に伴う新情勢はすべて極左主義による「行きすぎ」によるものであるとし、労働運動からの左翼分子の追放を主張した。民同派がこの運動の中心をなしたが、総同盟も二六日声明を発表[極左的労組の指導者は労働運動を今日の不幸に陥れた責任を反省することなく、さらに愚かな闘争へ突入せんとしている。これは全勤労大衆を犠牲にするものであり、われわれは彼らの猛省を促して止まない]とのべている。

全通、全財、自治労連内部にもこれに呼応する反共分裂活動が行われたが、たいした影響力はもち得なかつた。

しかし、なんといつても激しい内部闘争がなされたのは国鉄であつた。民同派は「非常事態宣言」が二五対一五で採択されるや地方において反対運動を組織し、この結果上野、浜松、愛媛の各支部は宣言反対、中闘不信任を決議、水戸支部は反共運動の展開を決議した。同時に一方本省、青森、福島、東京、大阪各支部は宣言を承認し、北海道旭川支部、四国松山機関区などでは実力行使による強力な反対闘争が展開されていった。しかし、民同の臨時全国大会招集の運動は効を奏し、九月二八日からの金沢大会となり、民同が指導権をにぎる執行部が成立、ここで再び国鉄は大きく右旋回した。

発行 1951年1月1日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年2月15日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1951年版(第23集)【目次】 次のページ→ ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---